

病気やけがをしたとき(療養の給付) 自己負担割合(一部負担金)

病気やけがをしたときは、医療機関(薬局)の窓口で、下表の一部負担金を支払うだけで治療を受けられます(給付制限についてはP15)。

70～74歳の人の自己負担の割合(毎年、前年所得に基づき見直しされ、8月から新たな負担区分が適用)は、マイナポータル、資格確認書、資格情報のお知らせに記載されています。

自己負担割合(一部負担金)

義務教育
就学前

2割

義務教育就学以上
69歳以下

3割

70歳以上74歳以下

2割 または 3割
(※1)

注意1：災害、事業の休業業、失業などの理由により、生活が著しく困難な場合は、一部負担金の減免制度があります(P21参照)。

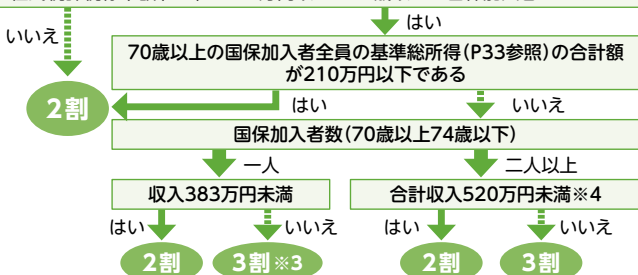
注意2：75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法

下記の判定方法で2割になると思われるにもかかわらず、3割と記載された資格確認書・資格情報のお知らせが交付されている人は国民健康保険課までお問い合わせください。

また、下記の判定方法は住民票上同一世帯であることを前提として記載しています。

住民税課税標準額(※2)が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる



※2 住民税課税標準額とは

住民税の計算において、収入額から必要経費(公的年金等控除及び給付所得控除を含む)、各種所得控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。なお、19歳未満で、かつ基準日(対象年度の前年度の12月31日)の属する年の合計所得金額(給付所得者については給付所得から10万円を控除して算定した合計所得金額)が38万円以下の被保険者がいる世帯主(70歳以上の国保加入者)の人は、年少扶養控除廃止に伴う調整控除があります(16～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円)。

※3 国保から後期高齢者医療制度に移行した人が同じ世帯にいる場合

(移行直前に同一世帯で国保に加入していた場合のみ)

⇒ その人の収入と70歳以上74歳以下の国保加入者の収入合計が520万円未満であれば2割となります。

※4 合計収入520万円未満とは、同一世帯に属する70歳以上74歳以下の国保加入者全員の合計収入のことです。

いったん全額を自己負担したとき (療養費の支給)

次の場合はいったん全額自己負担となりますが、国民健康保険課の窓口へ申請し、審査の後に自己負担分を除いた額が支給されます。

※支給までには約3か月かかります(審査を国保連合会で行うため)。

※審査の結果で、保険不適用となった場合は不支給となりますので、ご了承ください。

注意:支払った日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

旅行中の急病など、やむを得ない事情でマイナ保険証などを持たずに治療を受け、資格確認ができなかったとき

※マイナ保険証などを持っていないことで医療機関(薬局)において自費扱いの診療となり、割増分を請求され、支払った場合は、その割増分については支給対象となりません。

●診療報酬明細書(レセプト等)

注意：傷病名等審査に必要な内容が含まれていない診療明細書では、受付できません。

申請に
必要なもの

●領収書

●振込先のわかるもの(世帯主の口座)

●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

治療用装具を購入したとき

※治療用装具には、コルセット、ギプス、義足、義眼、眼鏡(9歳未満まで)、弾性着衣(悪性腫瘍術後や原発性の四肢のリンパ浮腫治療のためのもの)等があります。

※医師が必要と認めた場合に限ります。

申請に
必要なもの

●医師の意見書

●領収書(明細書がある場合は明細書)

●振込先のわかるもの(世帯主の口座)

●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



医師から指示されたはり・きゅう・マッサージ代

※医師が必要と認めた場合に限ります。

申請に
必要なもの

●医師の同意書

●施術内容のわかる療養費支給申請書

(鍼灸院が発行)

●施術内容のわかる領収書

●振込先のわかるもの(世帯主の口座)

●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

